

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、以下のとおり建設業の許可を取り消しましたのでお知らせします。

令和6年11月受付分

1 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第29条第1項第5号に該当するため。

2 商号又は名称等

商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取消処分に係る建設業の種類	許可の取消処分年月日
(全部廃業)					
(有)国見サッシセンター	池田 洋一	国東市国東町小原1798-2	大分県知事許可 (般-1)第13742号	全部廃業 建具工事業	令和6年11月5日
(株)大心産業	河野 陽太	佐伯市宇目大字重岡646-3	大分県知事許可 (般-2)第14600号	全部廃業 土木工事業	令和6年11月18日
(一部廃業)					
(有)久松興産	松山 雅彦	大分市大字鷺野1192-129	大分県知事許可 (般-3)第5388号	一部廃業 土木工事業 建築工事業 造園工事業	令和6年11月5日
(有)安部組	御手洗 政幸	国東市国東町田深915-1	大分県知事許可 (般-4)第6136号	一部廃業 解体工事業	令和6年11月14日